

アスベスト廃棄物の 適正な処理について

神奈川県 環境農政局 環境部 資源循環推進課
2025年10月21日

★ 本資料の内容はあくまでも県が示す一般論です。
個別事案の具体的な解釈等については、所管の行政機関にご確認ください。

1 法による規制

…事業者の処理、各基準

2 アスベスト廃棄物の区分

…廃石綿等、石綿含有産業廃棄物

3 アスベスト廃棄物の処理委託

…委託基準 等

4 アスベスト廃棄物の保管・処理

…保管基準、処理基準 等

5 その他

1 法による規制

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法、廃棄物処理法)

目的（第1条）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること

アスベスト廃棄物に関する法改正

平成4年7月～	廃石綿等が特別管理産業廃棄物として指定
18年10月～	石綿含有廃棄物が定義され処理基準等が追加、 廃石綿等の対象を拡充
23年4月～	廃石綿等の埋立処分基準の強化

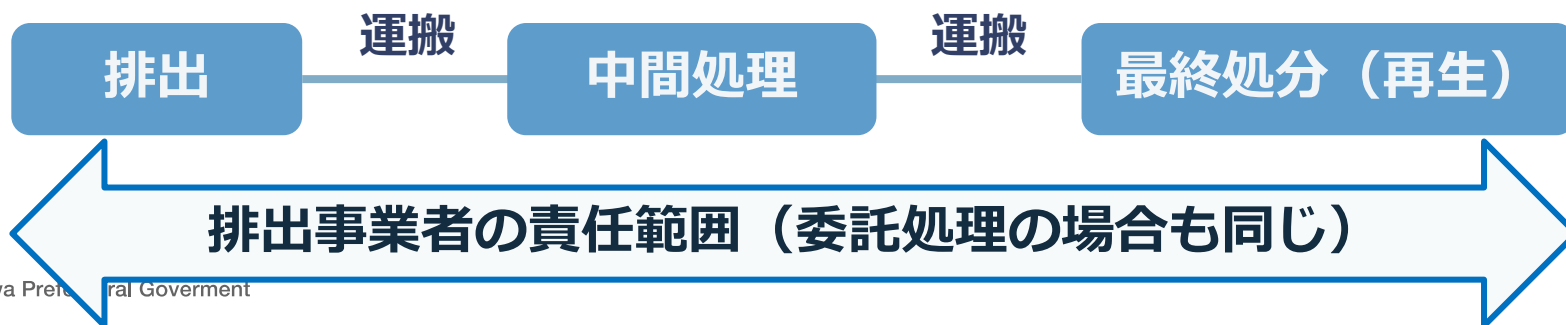
1 法による規制

排出事業者責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（法第3条第1項）

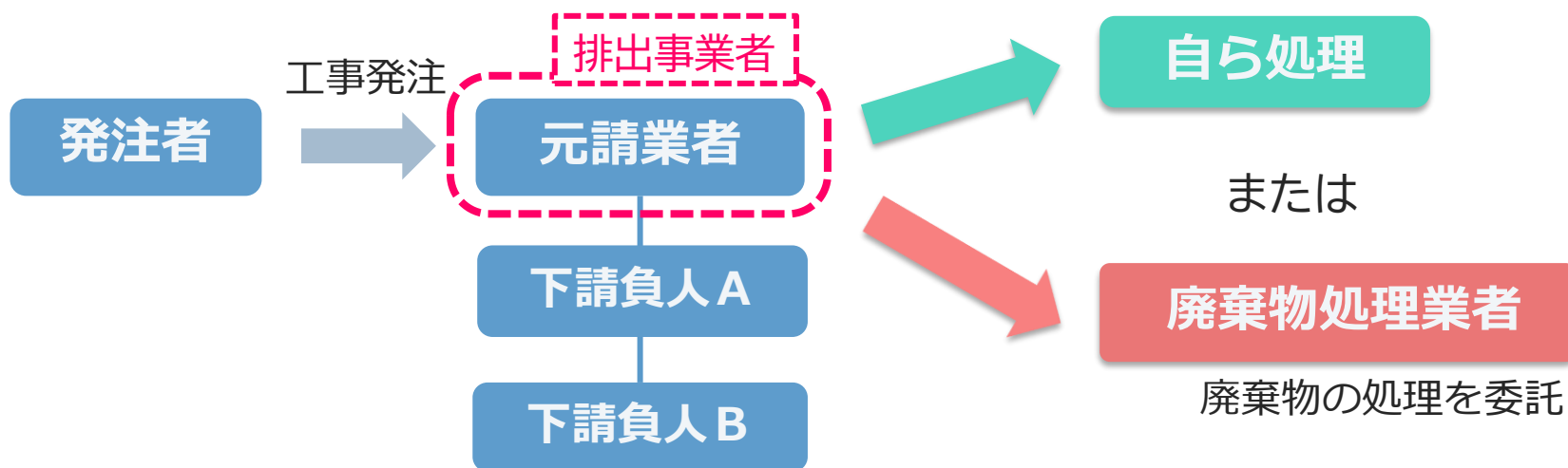
「自らの責任において適正に処理」とは

排出事業者 **自ら** 運搬・処分 または 処理業者に運搬・処分を **委託**



1 法による規制

建設工事における排出事業者は、発注者から直接工事を負った元請業者（法第21条の3第1項）

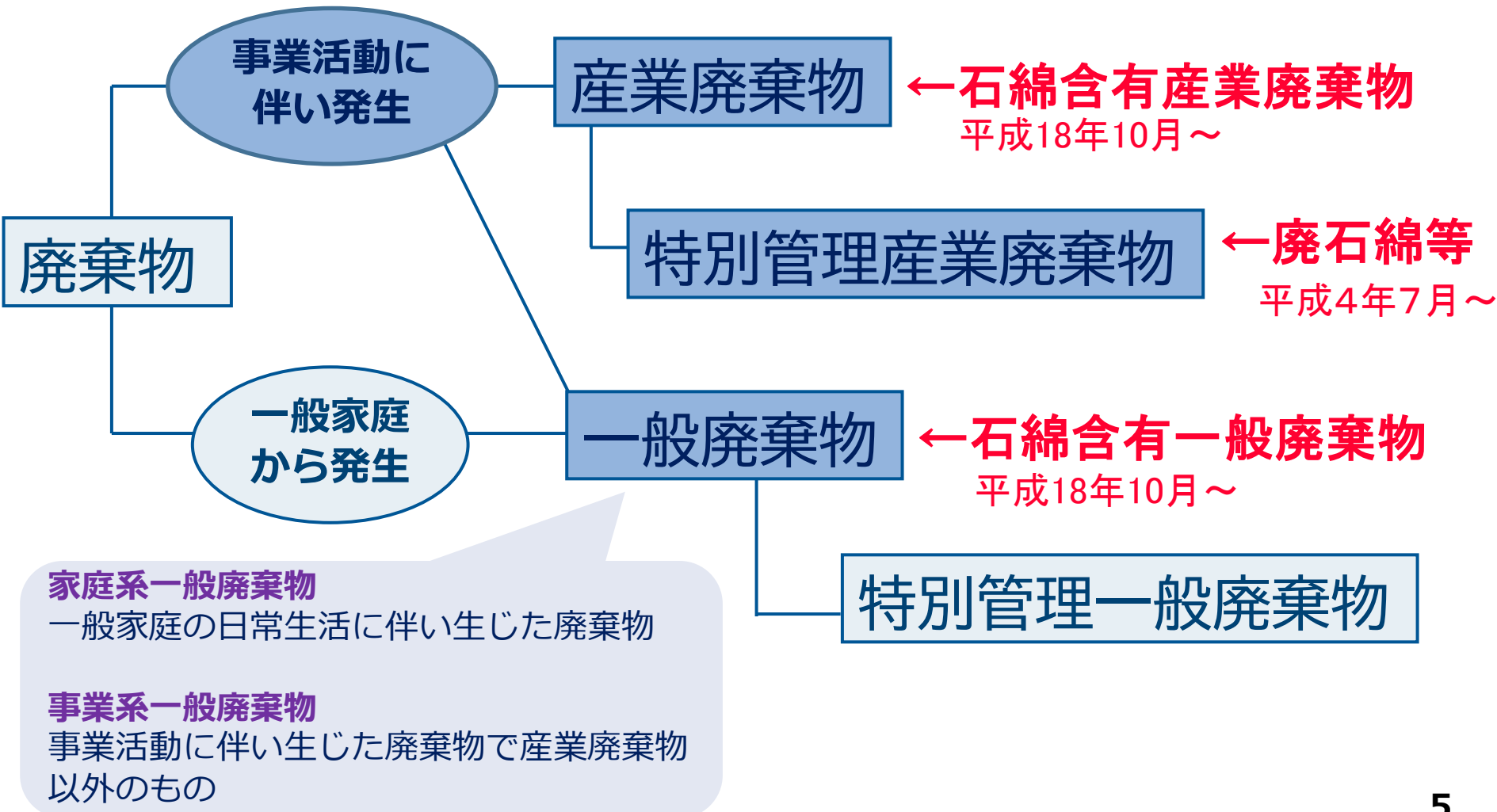


建設工事: 土木建築に関する工事、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の
新築、改築、又は除去、解体工事

元請業者: 注文者から直接建設工事を請け負った者

2 アスベスト廃棄物の区分

廃棄物の種類



2 アスベスト廃棄物の区分

廃石綿等（特別管理産業廃棄物）

（法施行令第2条の4第5号ト、法施行規則第1条の2第9項）

次に掲げる①～⑦をいう

- ① 建築物その他の工作物（建築物等）に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿

2 アスベスト廃棄物の区分

補足 石綿建材除去事業とは

石綿含有廃棄物等処理マニュアルによると

◆ 廃掃法

建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業（施行令第2条の4第5号ト）



◆ 大気汚染防止法
届出対象特定工事
（法第18条の17第1項）

2 アスベスト廃棄物の区分

- ② 建築物等に用いられる材料であって 石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された保温材、断熱材及び耐火被覆材等
- ③ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、マスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

2 アスベスト廃棄物の区分

- ④ 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの
- ⑤ ④の工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

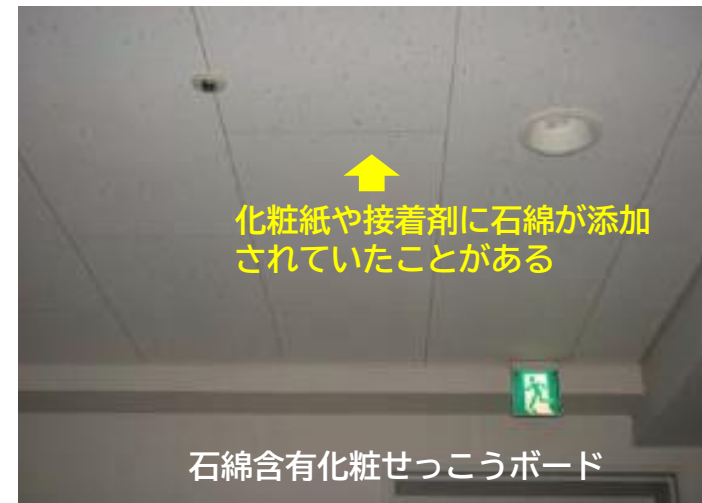
2 アスベスト廃棄物の区分

- ⑥ 石綿であって、集じん施設によって集められたもの（事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る）
- ⑦ 廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの（事業活動に伴って生じたものであって、輸入されたものに限る）

2 アスベスト廃棄物の区分

石綿含有廃棄物

石綿含有一般廃棄物と石綿含有産業廃棄物の総称



2 アスベスト廃棄物の区分

1. 石綿含有一般廃棄物

(施行令第3条第1号ホ、施行規則第1条の3の3)

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた
一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%
を超えて含有するもの

2. 石綿含有産業廃棄物

(施行令第6条第1項第1号ロ、施行規則第7条の2の3)

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた
廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿を
その重量の0.1%を超えて含有するもの

2 アスベスト廃棄物の区分

補足 令和3年4月に規制対象が拡大

令和3年4月の**大気汚染防止法改正**で、**全ての石綿含有建材が規制対象**に新たに石綿含有成形版等や石綿含有仕上塗材という区分が設けられた

◆ 石綿含有建材の種類

〈改正前〉



吹付け石綿
(レベル1)



石綿含有断熱材、
保温材、耐火被覆
材(レベル2)



〈改正後〉



その他の石綿含有建材(成形版等)(レベル3)

2 アスベスト廃棄物の区分

石綿含有建材成形板

建物の内外装に非常に多く使用されており、一般的な住宅にも使用されていることがある

- ✓内装材（壁、天井、床、間仕切り等）
…耐火、吸音、結露防止、防水、意匠
- ✓外装材（外壁、軒天、屋根等）
…耐火、耐候、防水、意匠



石綿含有仕上塗材

内外装の仕上に使用されており、一般的な住宅にも使用されていることがある

- ✓内装材の仕上：意匠
- ✓外装材の仕上：意匠、耐候



2 アスベスト廃棄物の区分

補足 石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改定

大気汚染防止法の改正を受けて、令和3年3月に改定

主な改定事項

【飛散性の高いおそれのある石綿含有廃棄物の追加】

- 石綿含有仕上塗材、石綿含有下地調整塗材
- 石綿含有けい酸カルシウム板第1種
- 石綿含有廃棄物等が排出される解体等工事において使用される用具又は器具等に付着した石綿含有建材

2 アスベスト廃棄物の区分

【石綿含有廃棄物の分類】

(改定前) 主に「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず」に該当



(改定後) 石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは「汚泥」に該当する可能性がある

石綿含有仕上塗材…

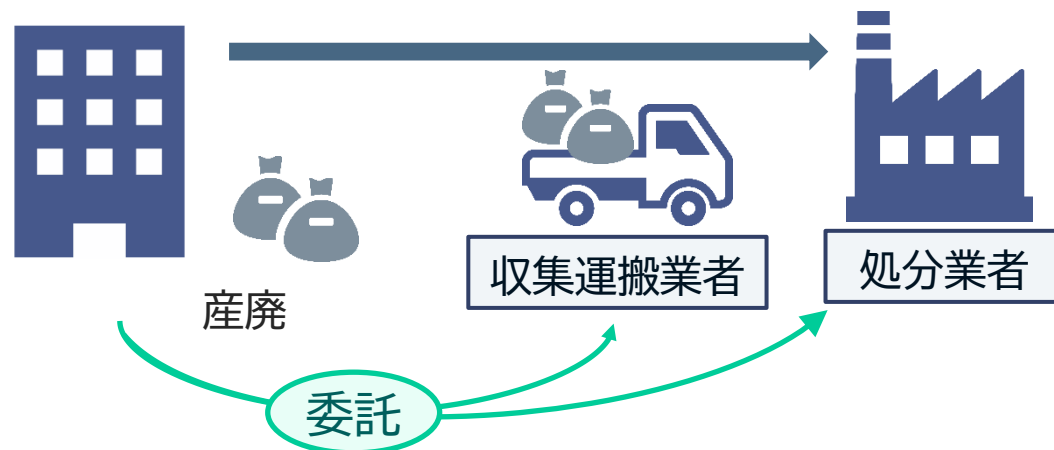
建築物等の内外装仕上げに用いられる建築用仕上塗材には、石綿を含有するものがあり、建築物等の解体・改造・補修工事においては、これらを破断せずに除去等を行うことが困難→石綿が飛散する可能性あり

3 アスベスト廃棄物の処理委託

排出事業者は、廃石綿等または石綿含有産業廃棄物の処理（運搬や処分）を他人に委託する場合、政令で定める基準に従った上で、都道府県知事等の許可を受けた処理業者等に委託しなければならない。（法第12条第5項・第6項）

排出事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないが、委託基準に従い、他人に処理を委託できる

廃石綿等	石綿含有 産業廃棄物
法施行令 第6条の6	法施行令 第6条の2



3 アスベスト廃棄物の処理委託

■ 委託基準

廃石綿等・石綿含有産業廃棄物共通

(施行令第6条の2、第6条の6)

◆ 委託先の選定

委託しようとする廃棄物の処理が事業の範囲に含まれる
処理業者等に委託する

神奈川県内の産業廃棄物処理業者の紹介については、(公社) 神奈川県産業資源循環協会(☎ 045-681-2989)にお問い合わせください

3 アスベスト廃棄物の処理委託

◆ 委託契約の締結（法施行令第6条の2第4～5号、第6条の6）

- ・ 委託契約は書面により行うこと

電子契約も可能

- ・ 契約書には法定記載事項を含むこと

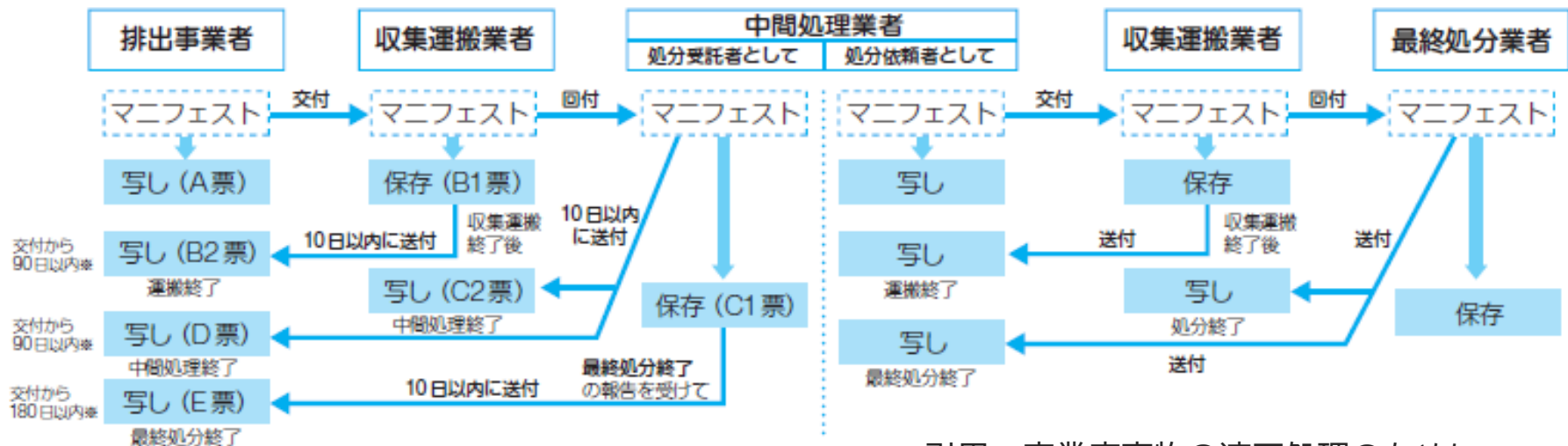
廃棄物の種類など
（施行令第6条の2第4号イ～ホ、
ハ（施行規則第8条の4の2））

- ・ 産業廃棄物処理業の許可証写し（または再生利用認定もしくは広域認定の認定証写し）を添付すること
- ・ 契約書は、契約期間終了日から5年間保存すること
- ・ 原則、受託者は受託した業務を他の者に委託しては
いけない（再委託の禁止）

3 アスベスト廃棄物の処理委託

◆ マニフェストの交付（法第12条の3）

産業廃棄物の処理を委託する場合（環境省令で定める場合を除く）、委託者は受託者に産業廃棄物の引渡しと同時に環境省令で定められた事項を記載したマニフェストを廃棄物の種類ごと、行き先ごとに交付しなければならない



3 アスベスト廃棄物の処理委託

マニフェストの記載事項（法施行規則第8条の21）

- ① 産業廃棄物の種類及び数量
- ② 交付年月日及び交付番号
- ③ 委託者（排出事業者）の氏名又は名称及び所在地
- ④ 排出した事業場の名称及び所在地
- ⑤ マニフェスト交付を担当した者の氏名
- ⑥ 受託者の氏名又は名称及び住所
- ⑦ 運搬先の事業場の名称及び所在地
- ⑧ 荷姿
- ⑨ 最終処分を行う場所の所在地

3 アスベスト廃棄物の処理委託

- ・ マニフェストはA～E票の7枚つづり
- ・ 転記式
- ・ 県内では、（公社）神奈川県産業資源循環協会などで購入可能
- ・ 紙でなく電子でマニフェストを交付することも可能（**電子マニフェスト**）

➡ 詳細は、（公財）日本産業廃棄物処理振興センターのホームページを確認

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	整理番号	交付相手	氏名
排出事業者	氏名又は名称	住所 市 区 町 丁目 番 号	電話番号	名称	所在地 市 区 町 丁目 番 号
収集運搬業者	氏名又は名称	住所 市 区 町 丁目 番 号	電話番号	名称	所在地 市 区 町 丁目 番 号
中間処理業者	氏名又は名称	住所 市 区 町 丁目 番 号	電話番号	名称	所在地 市 区 町 丁目 番 号
最終処分業者	氏名又は名称	住所 市 区 町 丁目 番 号	電話番号	名称	所在地 市 区 町 丁目 番 号
備考	☐ 燃焼（普通の産業廃棄物） ☐ 焼却（特別管理産業廃棄物） 数量（及び単位） 備考 ☐ 0100 燃えがら ☐ 1200 金属くず ☐ 1300 引火性廃棄物 ☐ 1400 燃えがら（有害） ☐ 0200 汚泥 ☐ 1300 プラスチックくず ☐ 1410 引火性廃棄物（有害） ☐ 1420 廃油（有害） ☐ 0300 廃油 ☐ 1430 鉱さい ☐ 1500 硫酸 ☐ 1440 汚泥（有害） 産業廃棄物の名称 ☐ 0400 硫酸 ☐ 1510 苛性ソーダ ☐ 1610 硫酸（有害） ☐ 1450 汚泥（有害） ☐ 0500 廃アルカリ ☐ 1620 家庭のふん尿 ☐ 1710 硫酸（有害） ☐ 1460 引火性廃棄物（有害） ☐ 0600 廃プラスチック類 ☐ 1720 家庭の死体 ☐ 1810 ばいじん（有害） 有害物質等 処分方法 ☐ 0700 紙くず ☐ 1820 ばいじん ☐ 1900 燃焼性廃棄物 ☐ 1470 13号廃棄物（有害） ☐ 0800 木くず ☐ 1910 13号廃棄物 ☐ 1410 PC等 ☐ 1480 廃木材等 備考・通係欄 ☐ 0900 繊維くず ☐ 4000 動物排泄物等 ☐ 1421 廃石綿等 ☐ 1490 廃木材等 ☐ 1000 動物性残骸 ☐ 1430 金属くず ☐ 1422 金属くず（有害） ☐ 1100 ゴムくず ☐ 1423 鉱さい（有害）				
中間処理業者	☐ 焼却（普通の産業廃棄物） ☐ 焼却（特別管理産業廃棄物） ☐ 焼却（普通の産業廃棄物） ☐ 焼却（特別管理産業廃棄物）				
最終処分業者	☐ 焼却（普通の産業廃棄物） ☐ 焼却（特別管理産業廃棄物） ☐ 焼却（普通の産業廃棄物） ☐ 焼却（特別管理産業廃棄物）				
備考	排出事業者の氏名又は名称（運搬票記載の氏名） 数量（及び単位） 収集運搬業者の氏名又は名称（運搬票記載の氏名） 数量（及び単位） 中間処理業者の氏名又は名称（運搬票記載の氏名） 数量（及び単位） 最終処分業者の氏名又は名称（運搬票記載の氏名） 数量（及び単位） 名称／所在地／電話番号（委託契約書記載の場所については委託契約書記載の番号） 最終処分を行った場所（委託契約書記載の場所）				
発行元	発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日				

産業廃棄物管理票（7枚複写の例）

		送付する期限	産廃	特管
A票	排出事業者の写し			
B1票	収集運搬業者の保存用			
B2票	収集運搬業者から排出事業者へ返送され、運搬終了を確認	運搬終了後10日以内	* 90日	* 60日
C1票	中間処理業者の保存用			
C2票	中間処理業者から収集運搬業者へ返送され、処分終了を確認			
D票	中間処理業者から排出事業者へ返送され、処分終了を確認	処分終了後10日以内	* 90日	* 60日
E票	中間処理業者から排出事業者へ返送され、最終処分終了を確認	最終処分通知受領後10日以内	* 180日	

* 交付日から返送されるまでの期限

3 アスベスト廃棄物の処理委託

◆ マニフェストの交付

- ・ 排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを、処理業者から返送されるマニフェストの写しにより確認する
- ・ 一定期間内にマニフェストの写しが返送されない場合は、処理状況の確認をするとともに、都道府県知事等に報告しなければならない
- ・ 排出事業者は、マニフェストの写しを交付日及び返送日から5年間保存する

3 アスベスト廃棄物の処理委託

◆ 廃石綿等のみにかかる委託基準（法施行令第6条の6第1項）

処理を委託しようとする者に対し、**あらかじめ**、委託しようとする廃棄物の**種類、数量、性状**その他の環境省令で定める事項を**文書で通知**すること

（法施行規則第8条の16）

- ・ 種類、数量、性状及び荷姿
- ・ 取り扱う際に注意すべき事項

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

事業場での保管について

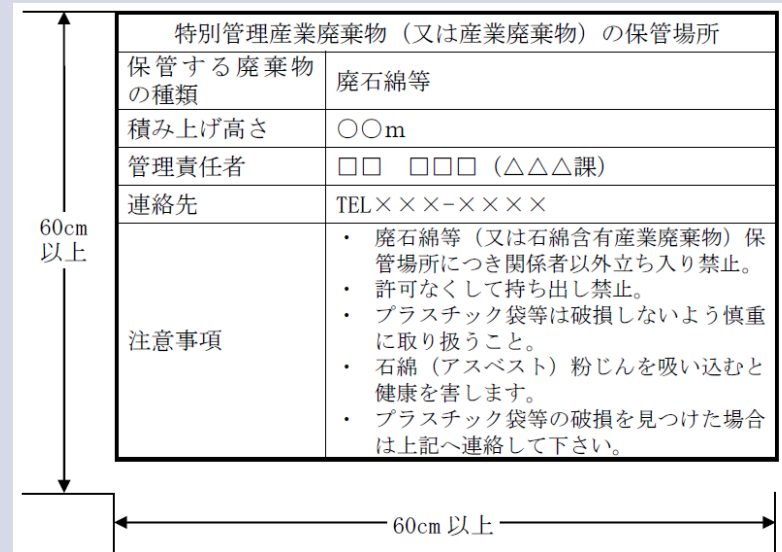
排出事業者は、運搬されるまでの間、**保管の基準**に従い、生活環境の保全上支障のないようにアスベスト廃棄物を保管すること

	廃石綿等 (特別管理産業廃棄物)	石綿含有産業廃棄物 (産業廃棄物)
保管 基準	法施行規則 第8条の13	法施行規則 第8条

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

基準内容

- ✓ 周囲に**囲い**が設けられていること
- ✓ 見やすい箇所に廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した**掲示板**を設置すること
- ✓ 廃棄物が**飛散**、**流出**、及び**地下に浸透**し、並びに**悪臭**が発生しないような措置を講じること
- ✓ 保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること



引用：石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（第3版）

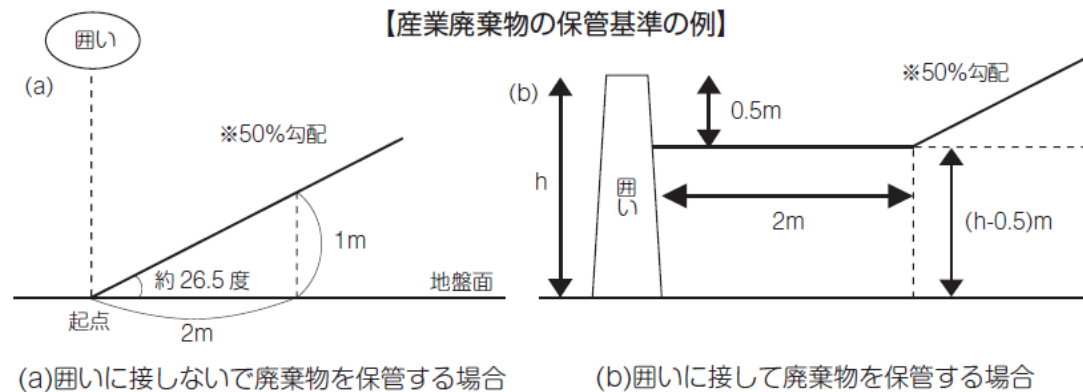
4 アスベスト廃棄物の処理・保管

基準内容

- ✓ 屋外で容器を用いず保管する場合は、積み上げられた廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること

＜屋外における保管高さの基準例＞

引用：産業廃棄物の適正処理のために



※ 50%勾配とは、起点から水平距離 2 m に対して垂直に 1 m 上昇した点を結ぶ面。角度にして約 26.5° です。

- ✓ 他の物が混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置を講じること

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

■ 飛散防止措置

◆ 廃石綿等

梱包すること等飛散防止のために必要な措置
(法施行規則第8条の13第5号)

◆ 石綿含有産業廃棄物

覆いを設けること、梱包すること等飛散防止のために
必要な措置 (法施行規則第8条第4号)

◆ 石綿含有一般廃棄物

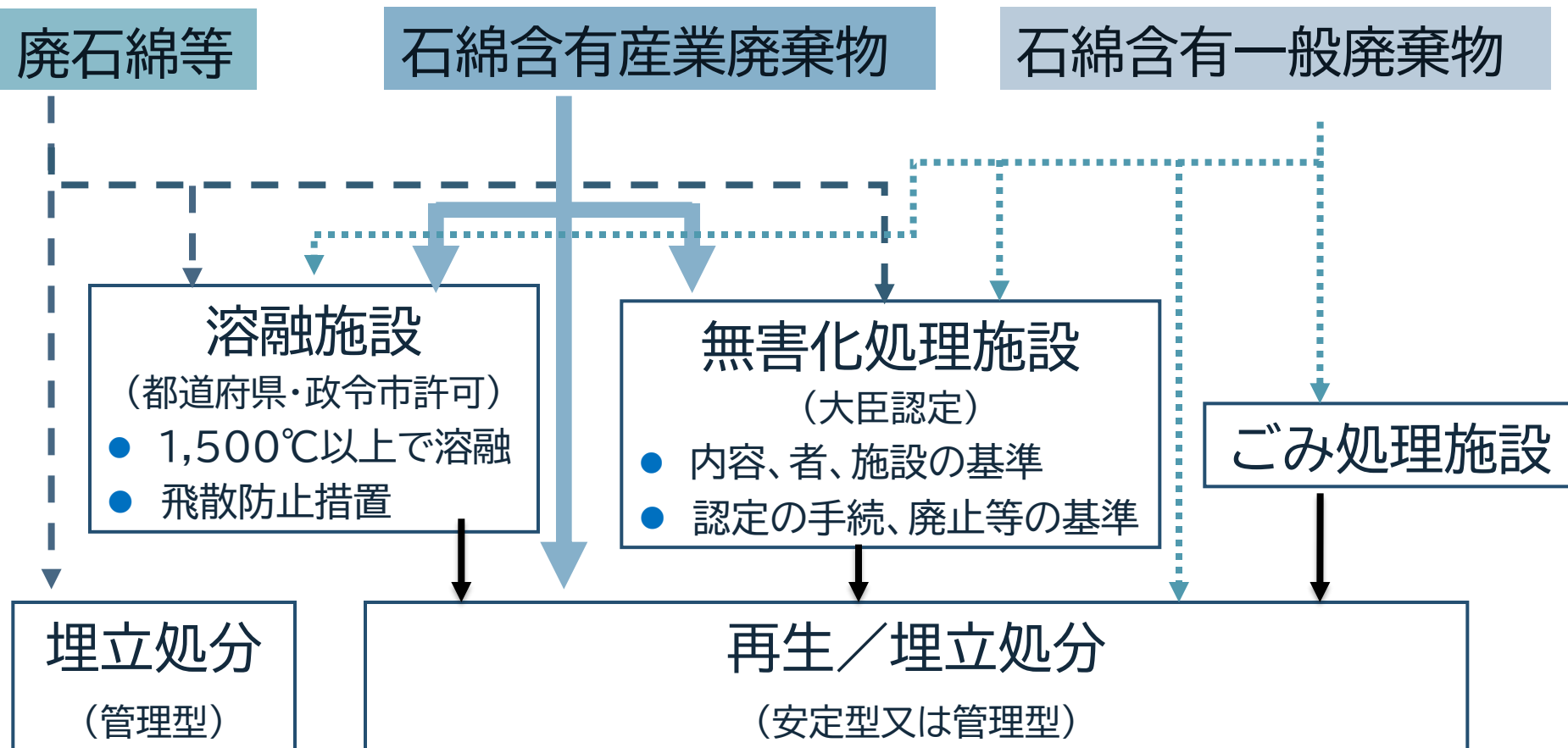
二重袋に入れるなど飛散防止を図る (マニュアル)

※実際の排出方法等は市町村に確認

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

処理について

アスベスト廃棄物の処理フロー(概要)



4 アスベスト廃棄物の処理・保管

処理について

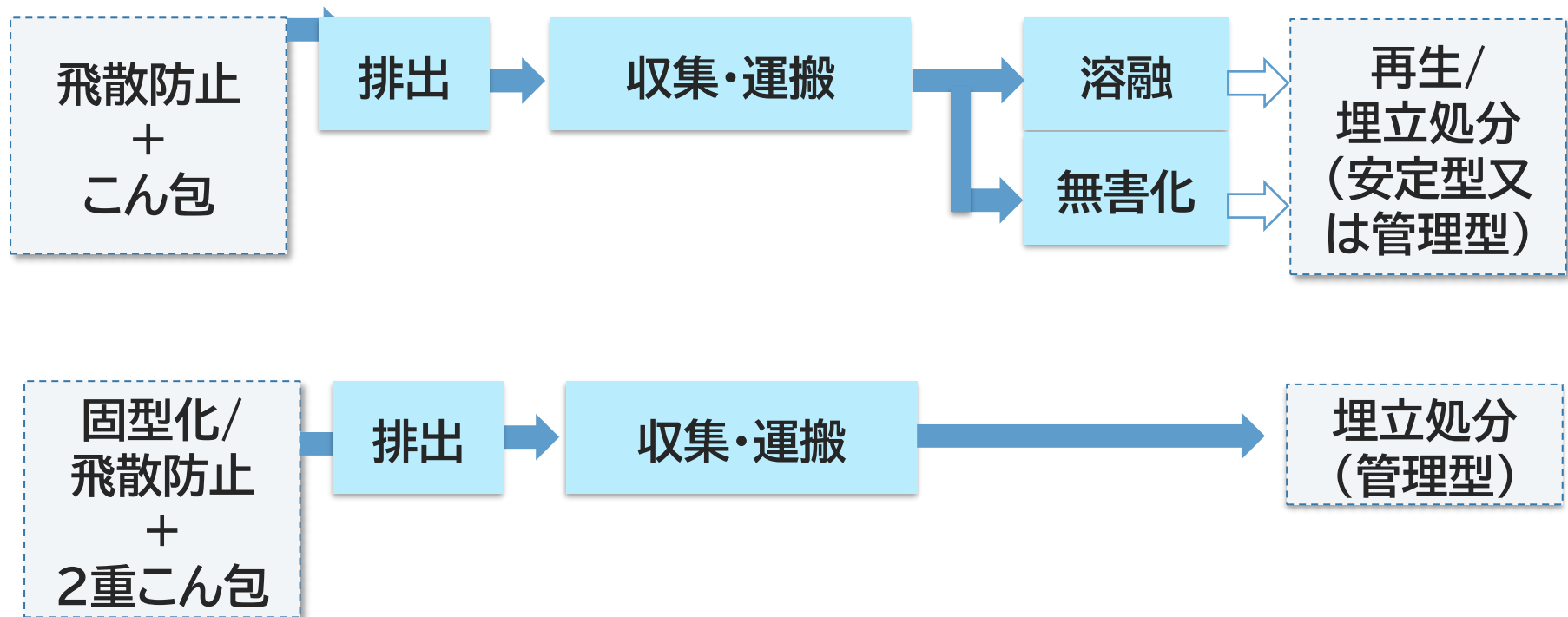
廃掃法施行令で定める処理基準

	廃石綿等	石綿含有 産業廃棄物	石綿含有 一般廃棄物
収集・運搬	第6条の5第1項 第1号	第6条第1項 第1号	第3条第1号
再生・処分	第6条の5第1項 第2号	第6条第1項 第2号	第3条第2号
埋立	第6条の5第1項 第3号	第6条第1項 第3号	第3条第3号

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

処理について

(1) 廃石綿等の処理

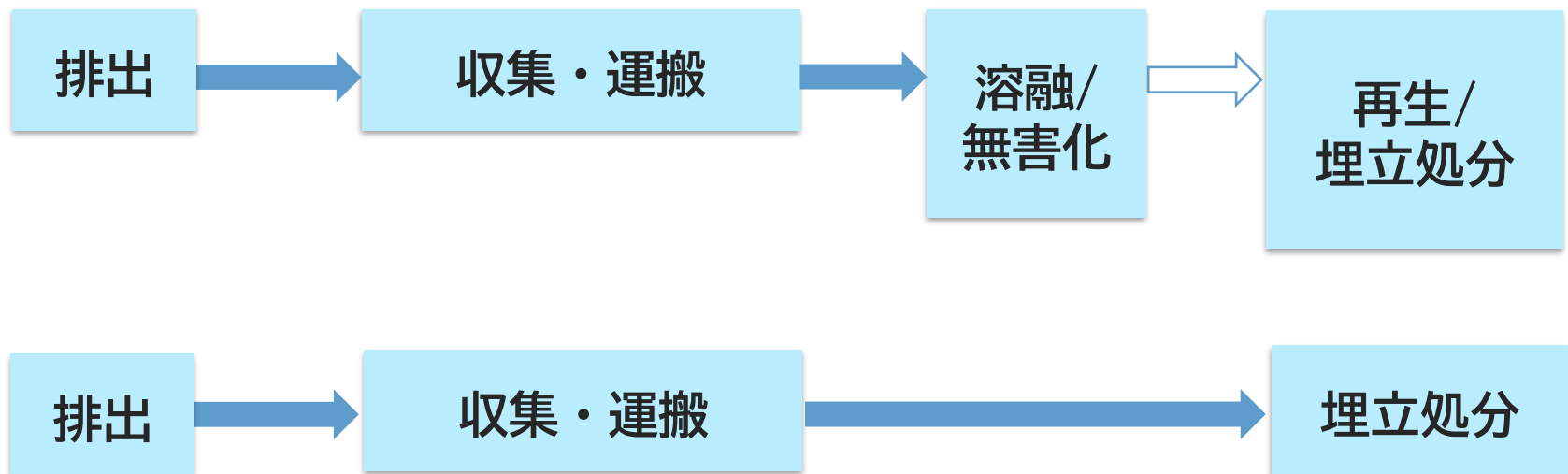


引用:石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル(第3版)

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

処理について

(2) 石綿含有廃棄物の処理



引用:石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル(第3版)

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

■ 収集・運搬

基準内容	廃石綿等	石綿含有
✓ 廃棄物が飛散及び流出しないようにすること	○	○
✓ 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じること	○	○
✓ 収集・運搬のための施設を設置する場合は、生活環境の保全上支障が生じるおそれのないように必要な措置を講じること	○	○
✓ 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること	○	○
✓ 混合するおそれがないように、他の物と区分して収集・運搬すること	○	○

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

■ 収集・運搬

基準内容	廃石綿等	石綿含有
✓ 原則、積替えを行わず処分施設に直送すること ※ 異なる事業場から廃石綿等を収集することを妨げるものではない	○	
✓ 運搬車の車体の外側に、産業廃棄物の収集・運搬の用に供する車両である旨、氏名または名称、許可番号を見やすいように表示すること  産業廃棄物収集運搬車 ○ × 工業廃 ← 140ポイント以上（約5cm以上） ← 90ポイント以上（約3cm以上） 表示事項 ・ 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ・ 氏名又は名称 車両に備え付ける書面に記載する内容 ・ 氏名又は名称及び住所 ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び量 ・ 産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先 ・ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先	○	○

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

■ 収集・運搬

基準内容	廃石綿等	石綿含有
✓ 運搬車にマニフェスト等の書面を配備すること	○	○
✓ 運搬車及び運搬容器は飛散、流出のおそれがないものであること	○	○
✓ 運搬に当たり、運搬車両の荷台に覆いをかけること	○	
✓ 収集・運搬に当たって、廃棄物を破碎しないように行うこと ※ 運搬車両に比べ大きい等、やむを得ず切断等が必要な場合は、十分に湿潤化して、必要最小限の切断等を行うことは可能		○

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

■ 廃石綿等の処理基準（中間処理）

◆ 処理方法

溶融または無害化处理※

※ 固型化した物であっても、中間処理や最終処分を行う必要がある

◆ 処理後の対応

特別管理産業廃棄物としての性格を

失った

普通の産廃（鉱さい）として再生・処分可能

失わない

廃石綿等として処分する→最終処分

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

■ 廃石綿等の処理基準（最終処分）

廃石綿等の最終処分は埋立処分により、次のとおり行う
また、廃石綿等は管理型最終処分場に埋め立てること

- ① あらかじめ、固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること
- ② 処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと
- ③ 埋立物が埋立地の外に飛散・流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

■ 帳簿の備付け（**廃石綿等**）

廃石綿等を生ずる事業場**ごと**に、排出事業者は帳簿を備え、廃石綿等の処理について法定事項を記載し、1年ごとに閉鎖したうえ、**5年間保存**する。

帳簿の記載事項（法施行規則第8条の18）

運搬	1 廃石綿等が生じた事業場の名称及び所在地 2 運搬年月日 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	1 廃石綿等の処分を行った事業場の名称及び所在地 2 処分年月日 3 処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

■ 特別管理産業廃棄物管理責任者（**廃石綿等**）

廃石綿等を生ずる**事業場ごと**に設置しなければならない※

特別管理産業廃棄物管理責任者とは

- 事業場で生じる廃石綿等が適切に処理されるように業務を遂行する者
- 選任要件あり

<参考：責任者が果たす役割（旧厚生省通知より）>

- ・排出状況の把握
- ・処理計画の立案
- ・適正処理の確保

- 保管状況の把握
- 委託業者の選定と適正処理の実施
- マニフェストの交付、保管 など

※ 法では責任者の届出等の規定はありませんが、自治体の条例等で定めている場合があります（神奈川県は届出等の規定はありません）

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

特別管理産業廃棄物管理責任者の選任要件

	資格・学歴	課程	修了した科目・学科	実務経験＊
イ	環境衛生指導員 (2年以上)			—
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上
ハ	大学	理学、薬学、工学、農学 これらに相当する過程	上欄以外の科目	3年以上
ニ	短大・高専		衛生工学、化学工学	4年以上
ホ			上欄以外の科目	5年以上
ヘ	高校・旧制 中学		土木科、化学科 これらに相当する学科	6年以上
ト			理学、農学、工学に関する科目 これらに相当する科目	7年以上
チ	(学歴要件なし)			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者(特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を修了した者等)			

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

■ 石綿含有産廃の処理基準(中間処理)

◆ 処理方法

溶融または無害化处理

破碎・切断は原則禁止だが、運搬する廃棄物が車両に乗りきらない等やむを得ない場合のみ可能

→積込みに必要な最小限度の方法で、飛散しないように散水等で十分に湿潤化が必要

◆ 処理後の対応

中間処理後は、その他の産業廃棄物として収集・運搬、再生、処分することができる

4 アスベスト廃棄物の処理・保管

■ 石綿含有産廃の処理基準（最終処分）

石綿含有産廃の最終処分は埋立処分により、次のとおり行う

- 安定型産業廃棄物（がれき類、ゴムくず、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず）

⇒ 安定型最終処分場

- 木材等の有機繊維を含む廃棄物
- 安定型産業廃棄物以外の廃棄物

⇒ 管理型最終処分場

⇒ 遮断型最終処分場

① 処分場のうちの一定の場所において、かつ当該廃棄物が分散しないように行うこと

② 埋立物が埋立地の外に飛散・流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること

罰則(抜粋)

罰則	違反行為	
5年以下の拘禁刑若しくは1,000万以下の罰金又はこの併科	無許可営業	無許可で産業廃棄物の処理を業として行うこと
	無許可事業範囲変更	廃棄物処理業者が許可を受けず事業の範囲を変更すること
	無許可業者への委託基準違反	産業廃棄物の処理を無許可業者に委託すること
	受託禁止違反	許可を受けずに、他人の産業廃棄物処理を受託すること
	廃棄物の投棄禁止違反	いわゆる不法投棄(未遂を含む)
	廃棄物の焼却禁止違反	いわゆる野焼き(未遂を含む)
3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はこの併科	委託基準違反、再委託基準違反	委託基準又は再委託基準に違反して処理を他人に委託すること
1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金	マニフェスト交付・記載義務等違反 ※	マニフェスト交付せず、又は定められた事項を記載せず若しくは虚偽の記載をしてマニフェストを交付すること等
6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金	事業場外保管の事前届出義務違反	産業廃棄物の事業場外保管について、事前の届出をせず、又は虚偽の届出をすること
3億円以下の罰金刑	両罰規定	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人若しくは人に対して罰金刑を科する
各本条の罰金刑		

5 その他(参考資料)

■ 環境省HP (廃棄物になったものはどうしたらいいの?)

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index7.html>

■ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)

廃石綿等及び石綿含有廃棄物について、その適正な処理の確保のために行わなければならない事項等を具体的に解説

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

■ 産業廃棄物の適正処理のために

県及び県内政令市が作成(県HPに掲載)

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/f94/index.html#sasshi_panfuretto

5 その他(行政機関)

一般廃棄物	各市町村の一般廃棄物行政主管課	
産業廃棄物	県所管地域	環境農政局環境部資源循環推進課 ☎045(210)1111(代)
	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター環境部 ☎046(823)0210(代)
	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター環境部 ☎046(224)1111(代)
	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター環境部 ☎0463(22)2711(代)
	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター環境部 ☎0465(32)8000(代)
	横浜市	資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課 ☎045(671)2513
	川崎市	環境局生活環境部廃棄物指導課 ☎044(200)2581
	相模原市	環境経済局環境部廃棄物指導課 ☎042(769)8358
	横須賀市	環境部廃棄物対策課 ☎046(822)8523